ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2015年6月1日

INDIA LEGAL UPDATE

2015年版統合版FDIポリシーとその日本語訳

インドへの外国直接投資（Foreign Direct Investment）に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy（統合版 FDI ポリシー）の 2015 年版が、インド政府商工省（Ministry of Commerce and Industry）の産業政策促進局（Department of Industrial Policy and Promotion）から、2015 年 5 月 12 日付で発行され、同日付で施行されました。

統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面であり、これを読めば現状どのような直接投資がインドにおいて認められているかが一覧できるという、インドへの直接投資にとって最も重要な文献の１つです。

本ニュースレターでは、2015 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳をお届けするとともに、2014 年版からの主な変更点（日系企業にも関連しうるもの）について解説します。

【執筆担当：琴浦 諒 / 大河内 亮】

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

１．2015 年版統合版 FDI ポリシーの日本語訳

2015 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳および原文を、それぞれ下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載いたしました。

全文日本語訳：　http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20150601_1.pdf
原文：　http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20150601_2.pdf
ポータルサイト：　http://www.amt-law.com/bulletins11.html

2015 年版の Consolidated FDI Policy の原文は、下記インド政府商工省のウェブサイトから取得したものです。
http://dipp.nic.in/English/Policies/FDI_Circular_2015.pdf

２．2014 年版からの主な変更点（日系企業にも関連しうるもの）

(1) 非居住者が当事者となる非上場株式に関する株式譲渡および新株発行に関する価格規制の改正（3.3.1 項、3.4.2 項、別紙２、別紙３等）

インドの外為法である 1999 年外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999（FEMA））およびその関連通達上、日本企業を含むインド非居住者が、

・インド内国会社の既存株式をインド居住者から購入し、またはインド居住者に譲渡する場合
・インド内国会社から新株発行を受ける場合

のいずれについても、購入・譲渡価格や発行価格を完全に自由に合意することはできず、「価格ガイドライン（pricing guideline）」と呼ばれるガイドラインに基づく価格規制が課せられています。

価格ガイドライン上、非上場株式については、インド証券取引委員会（SEBI）の登録を受けているカテゴリー１のマーチャントバンカーまたは勅許会計士が算出する株式の公正な評価額（fair value）を基準として、

①インド居住者からインド非居住者への譲渡または株式発行の場合、基準価格以上の価格で株式が譲渡または発行されなければならず、

②インド非居住者からインド居住者への譲渡の場合、基準価格以下の価格で株式が譲渡されなければならないとされています。

この基準価格（すなわち「株式の公正な評価額（fair value）」）の計算方法については、従前は「DCF法（discount cash flow method）」が強制されていましたが、インド準備銀行（Reserve Bank of India）が 2014 年 7 月 15 日付で発行した通達により、「独立当事者間において用いられるのと同様の国際的に受入れられている株式価値算定方法（internationally accepted pricing methodology for valuation of shares on arm's length basis）」であれば、どの評価方法でも採用可能となりました。

本変更点は、上記インド準備銀行の 2014 年 7 月 15 日付の通達の内容が、2015 年版の統合版 FDI ポリシーに反映されたものです。

なお、価格規制の改正の詳細につきましては、当事務所が 2014 年 8 月 4 日に発行したニュースレター（下記リンク先からご参照いただけます）をご参照ください。

http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20140804.pdf

(2) 預託証券の発行規制の変更（3.3.4 項）

2014 年に発行された、預託証券（Depositary Receipt (DR)）に関する新たな規制である 2014 年預託証券（DR）計画規則（DR Scheme, 2014）の内容が、2015 年版の統合版 FDI ポリシーに反映されています。

2014 年預託証券（DR）計画規則（DR Scheme, 2014）は、インド内国会社による外国での預託証券発行を容易にすべく、従前の規則を改正する形で発行された預託証券に関する規制です。

(3) 個別の事業分野に適用される外国直接投資規制の変更（6.2.6 項、6.2.11 項、6.2.17 項、6.2.18.7 項）

鉄道インフラ事業（6.2.17 項）に対する外国直接投資が解禁され、100%まで自動ルートによる投資が認められるようになりました。

また、防衛産業（6.2.6 項）、保険事業（6.2.18.7 項）等について、外国直接投資上限が 26%から 49%に、それぞれ緩和されました。ただし、防衛産業については外国直接投資を行う場合には常に、また保険事業については 26%を超える外国直接投資を行う場合には、政府（FIPB）の事前承認を取得する必要があるとともに、一定の厳格な要件を満たす必要があります。

タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーの建設・開発事業（6.2.11 項）については、外国直接投資上限（100%）およびルート（自動ルート）については、従前から変更は無いものの、投資条件が大きく変更されています。

なお、これらの規制の変更は、2014 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2014 年 4 月 17 日以降、2015 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2015 年 5 月 12 日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものであり、2015 年版の統合版 FDI ポリシーによって新しく改正されたものではありません）。

＊＊＊＊＊

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士　琴　浦　　諒
電話（直通）：03-6888-1161
E-mail: ryo.kotoura@amt-law.com
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
インド・プラクティスチーム

＊＊＊＊＊

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 14階、18階～24階
http://www.amt-law.com/
本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.com まで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。